

國領委員提出資料

平成 21 年 5 月 11 日

パブリックコメントに向けて

國領二郎

行政には、通信販売規制を単なる利便性の問題ではなく、危険を高める可能性があるものとして認識し、国民にそのリスクを伝える義務があると考えます。パブリックコメントを実施する場合には、説明文書の中に、下記を電子商取引の専門家による意見として記載していただくようお願い申し上げます。少數意見としていただいても結構です。

「子育ての時間的物理的拘束や障害、高齢など、さまざまな理由で深刻な移動困難問題を抱える生活者が多く存在し、通信販売の規制が実施されると、自ら店頭に出向くことができず、実際の服薬者以外による代理購入に頼る者も相当程度現れることが予想される。そんな中で、安全対策を講じつつ合法的に通信販売を行おうとしている事業者を規制によって排除することは、個人輸入支援を含む脱法的な購入代行サービスなどに新たな商材を与えて盛んにさせることにつながり、かえって危険を高めるものと考える。安全性に適切な配慮がなされた通信販売ルートの確立にむしろ積極的に取り組み、脱法的サービスを利用する必要をなくすことが、薬の危険性について適切な情報を専門家から服薬する本人に直接届けるという、薬事法の精神にそった安全性向上がはかれるものと考える。」

以上